

企業の健全な事業活動を

法で支えるための情報発信

弁護士法人
UH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士
伊藤 一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第19号

～未払い残業代を請求された際に確認すべき反論ポイント～

目次

【①最新労務トピックの解説】

～未払い残業代を請求された際に確認すべき反論ポイント～

【②2024年1月開催セミナーのご案内】

【③当事務所の活動実績 Vol.1】

【④編集後記】

①最新トピックの解説

～パワハラを予防するために必要な対策とは？～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

今回は回転寿司大手のスシローを運営している「あきんどスシロー」が労働時間5分未満を切り捨てて計算しているとして中央労働基準監督署から是正勧告を受けた件に関して取り上げます。

過去にも本メルマガにてイケア・ジャパンが従業員の着替え時間を労働時間とみなしていなかった件を取り上げ、労働時間の該当性に関して解説いたしました。従業員からの未払い賃金請求は大企業だけでなく、中小企業でもトラブルに発展することがあります。

そこで、今回は従業員から未払い賃金の請求を受けた際に確認すべき反論ポイントについてお伝えいたします。

◆未払い残業代を請求された際に確認すべき反論ポイント

反論ポイント① 時効の成立

未払いの残業代には時効が適用されるため、まずは**請求可能な期間内であるか確認**します。2020年3月31日より前に発生した残業代は2年で時効が成立し、2020年4月1日以降に発生した残業代は改正後の労働基準法が適用されるため、3年で時効が成立します。請求されている残業代が発生した日付を確認し、上記を考慮して時効が成立しているかチェックしましょう。

反論ポイント② 固定残業代として既に支給している

事前に固定残業代として支払っている場合は、支払い済みであることを伝えることで反論することが可能ですので、**雇用契約書や就業規則の規定を確認**しましょう。ただし、企業が定めている固定残業代制度が法的に有効であるかどうかを確認する必要があります。

反論ポイント③ 従業員・元従業員が申告する労働時間の正当性

従業員が申告する残業時間と実際に働いた時間が一致しているか確認します。タイムカードや勤務記録に記録されている時間が労働時間と認められる可能性が高いため、まずはこれらの記録を確認しましょう。ただし、タイムカードには記録されているが実際は頻繁に休憩していたり、パソコンを開いたままネットサーフィンしているなど、実際と異なる場合もあります。そのため、パソコンの稼働状況を確認することで正確な情報を確認することも可能です。

反論ポイント④ 企業側が従業員の残業を禁止している

基本的には企業が残業を禁止している場合、従業員が残業していたとしても残業代を支払う必要はありません。ただし、企業が従業員の残業を実質的に黙認している場合や、残業をしなければ処理できないほどの業務量を従業員に課している場合は労働時間とみなされ、残業代が発生する可能性があります。したがって、残業を禁止していたとしても、従業員の業務状況も確認する必要がある点には注意する必要があります。

反論ポイント⑤ 管理監督者であるか

労働基準法で定められている管理監督者には、残業代を支払う必要がありません。そのため、請求されている従業員が管理監督者であるか確認します。ただし、ここでいう「管理監督者」とは労働基準法で定められている管理監督者のことです。一般的な名ばかりの管理職の従業員はこれに該当せず、労働基準法で定められている条件（例：企業の経営に関与している、労務管理を受けていない、他の従業員と比較して十分な賃金を受け取っているなど）を満たす場合に管理監督者とみなされることに留意してください。

◆終わりに

いかがでしたでしょうか。

今回は、未払い残業代を請求された際に確認すべき反論ポイントをいくつかピックアップさせていただきましたが、企業、事案によって反論すべきポイントは異なり、実際に対応するとすると精神的な負担や余計な時間が発生してしまうこととなります。弁護士は代理交渉や対応をすることが可能ですので、もしお困り事がございましたら、お気軽にご相談ください。

[お問い合わせはこちら](#)

② 2024年1月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

企業法務に精通した弁護士による無料セミナー

固定残業代 営業秘密・競業禁止 内部通報

今こそ知りたい企業の法務体制セミナー

[セミナーのお申し込みはこちら](#)

【セミナー概要】

- テーマ：固定残業代
- 日時：2024年1月30日（火）15:00～16:00
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、同弁護士 石塚 惇史、同弁護士 菅原隆介、同弁護士 大熊 拓亮

【セミナー内容】

企業に対するコンプライアンスの意識が世間的に高まり、企業の法務体制の整備・見直しは企業にとっての急務となっております。一方、実際に問題が起こってしまった場合に問題が大きくなる前に対処する対応も求められています。

そこで今回、栃木県内で最大規模の法律事務所である弁護士法人宇都宮東法律事務所が主催となり、主に栃木県内の企業さまを対象に、企業内部で整備が追いついていないことも多く、リスク管理にもつながる「今こそ知りたい企業の法務体

制」と題したセミナーを開催させていただくことにしました。

今回は、「固定残業代」をテーマとし、「残業代請求リスクを減らすための固定残業代制度の運用方法」や「固定残業代制度と未払い残業代の発生リスク」等を60分で分かりやすくお伝えします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

[セミナーのお申込みはこちら](#)

③当事務所の活動実績 Vol.1

【すみれ会&とちの樹会の新年会にて講演】

弊所の役員の弁護士関口が加入する栃木県女性経営者の会「すみれ会」と代表の弁護士伊藤が加入する栃木県男性経営者の会「とちの樹会」の合同新年会が黒潮鮨/御幸本店で本日举行されましたが、代表の伊藤のほうで『企業価値向上のための労務コンプライアンスとEAP』と題して、労務コンプライアンスの重要性とともに、社員のエンゲージメントを高める取り組みとしての従業員支援プログラム（EAP=Employee Assistance Program)の有用性について講演をさせていただきました。

弊所では、地元企業のコンプライアンス体制の構築を支援させていただくとともに、「従業員支援プログラム（EAP）」の導入を通じて地元企業の従業員の皆様の法的課題を解決することでワークエンゲージメントの向上を支援させていただいております。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

◆従業員支援プログラム（EAP）の概要

- ・会社と当事務所がEAPの契約を結ぶことで、従業員や役員、その家族は弁護士による無料法律相談をいつでも受けることができます。
- ・法律に関わるご相談やお悩み事であれば相談は何でもOKです（ただし会社を相手にする相談など利益相反に関する相談は受けられません）。
- ・誰が相談したかや相談内容は会社には開示しません。

◆導入企業の従業員にとってのメリット

- ・私生活上の法律問題について無料で気軽に弁護士に相談することができる
- ・家族の法律相談にも乗ってもらえる
- ・弁護士に相談することで解決への糸口がつかめる

◆導入企業にとってのメリット

- ・従業員が仕事に専念できることによる生産性向上
- ・従業員満足度向上（→優秀な人材の確保と定着、離職率低下、ひいては顧客満足度向上）
- ・従業員やその家族の会社に対する信頼感や地域の評判の向上

◆こんな会社におすすめです！

- ・優秀な人材の確保や定着に興味がある
 - ・離職率低下を実現したい
 - ・従業員満足度を上げたい
 - ・従業員のウェルビーイングを実現したい
 - ・従業員の働きやすい職場環境を整備したい
- ➡従業員のワークエンゲージメントを高める！

◆こんな経営を目指す会社におすすめです！

- ・人を大切にしたい経営
 - ・人的資本経営
 - ・健康経営
 - ・SDGs「働きがいも経済成長も」「すべての人に健康と福祉を」
- ➡企業価値の向上に活かせる！

弁護士EAP協会 ※伊藤が昨年より理事に就任しました。

新聞記事（産経新聞栃木版）

弊所の企業法務HP

④編集後記

当事務所では、毎年1月に事務所の経営方針発表会を行っておりますが、今年も事務所の通常業務を1日お休みにして1月23日にベルヴィ宇都宮にて経営方針発表会を実施しましたが、近年は事務所の方針発表だけでなく、個人としての所信表明として今年目標発表もしてもらい、所員一同、気持ちを新たにしました。

弊所は、設立9年目に入り組織規模も年々拡大し、所員が28名（弁護士8名＋事務局20名）の事務所に成長させていただきましたが、これからも事務所を支えていただいている所員・依頼者・地域社会の皆様から選ばれ続ける事務所運営を行うことで、地域で一番の総合病院型の法律事務所として100年続く法律事務所を目指して参りたいと思っております。

今年も変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

◆事務所の経営理念

所員、依頼者、地域社会の幸福

◆事務所のパーパス（存在意義）

弁護士業を通じた社会貢献 ～弁護士業を通じて一緒に働く所員・事件の依頼者・事務所の所属する地域社会の幸せを実現し、社会に貢献する～

◆事務所のミッション（使命）

弁護士が身近な社会を実現する。

◆事務所のビジョン（実現したい未来）

地域で一番の総合病院型の法律事務所になる。

◆事務所のスローガン（標語）

所員・依頼者・地域社会から選ばれ続けることで100年続く法律事務所を目指す。

追伸：皆様にご愛読いただけたおかげで、当事務所のメールマガジン配信も2年目に突入いたしました。

今後も月1回のペースではありますが、定期的に情報発信をさせていただき、皆様に有益な情報をご提供させていただければと思っております。

弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表社員弁護士 伊藤 一星
社員弁護士 関口 久美子
弁護士 泉田 仁
弁護士 菅原 隆介
弁護士 安永 麟也
弁護士 石塚 惇史
弁護士 大熊 拓亮
弁護士 高岩 宣喜
事務局一同

関連サイト

山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人 宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の
相談はこちらから



UH 宇都宮の法律事務所 による **従業員支援プログラム(EAP)**

企業の健全な事業活動を法の力で支える
弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける
環境整備サポートのご相談はこちらから



UH 宇都宮の弁護士 による **資金繰り・事業再生相談**

企業の健全な事業活動を法の力で支える
弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた
資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人
宇都宮東法律事務所
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！
※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)